

添田町教育委員会障害者活躍推進計画

(令和5年度～令和7年度)



令和 5 年 4 月

添田町教育委員会障害者活躍推進計画

令和5年4月1日
添田町教育委員会

添田町教育委員会障害者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第7条の2第1項に基づき添田町教育長が策定する障害者活躍推進計画である。

障害のある職員の活躍の推進に向けた計画

機関名	添田町教育委員会
任命権者	添田町教育長
計画期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）
添田町教育委員会における障害者雇用に関する現状	添田町教育委員会は、全員が出向職員で構成されており、当機関で障害のある職員等の募集・採用を行っていない。
目標	採用又は出向等の別を問わず、障害者雇用の推進に関する理解を促進し、目標定着率100%の設定並びに今後不本意な離職を生じさせないことを目標とする。 （評価方法）人事異動等の記録をもとに、定着状況を把握。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	組織全体で継続的に障害者の活躍を推進するため、本計画の策定・変更にあたり障害のある職員等に広く参画を求め、意見の聴取・反映等を行い、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価・改善について協議を行うこととしている。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	現に在籍している障害のある職員や在職中に新たに障害が生じた職員の能力や環境に応じて職務の選定及び創出について検討する。 障害のある職員から業務についての相談等があった場合は、負担なく遂行できるよう職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	相談窓口への相談のほか、人事評価における面談や産業医との面談等の際に必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて今後の検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。その他、必要や要望に応じて環境整備を検討するにあたり、職場等において支障となっている事情があれば、その改善のためにどのような配慮や支援が必要であるかを踏まえ、個々に応じた合理的配慮の提供を行う。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 本計画の数値目標及びその他の目標に修正が生じた場合は、適宜変更するものとする。

なお、この取組は、町長部局、議会事務部局、教育委員会事務部局、選挙管理委員会事務部局、農業委員会事務部局、監査委員会事務部局、公営企業部局、における共通した取組として位置付け、障害を持つ職員の活躍の推進に関する状況を把握し、改善すべき点について分析を行い対応していくものとする。

